

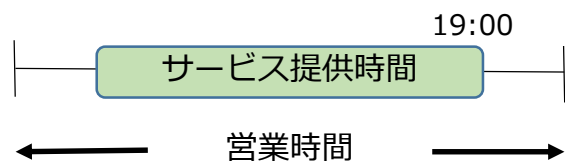


変更箇所は
赤枠囲み部分

都型放課後等デイサービス事業 ～19時までのサービス提供～

【実施要綱】第9条 授業の終了後にサービスの提供を行う場合、19時までサービスを提供できる体制を確保すること

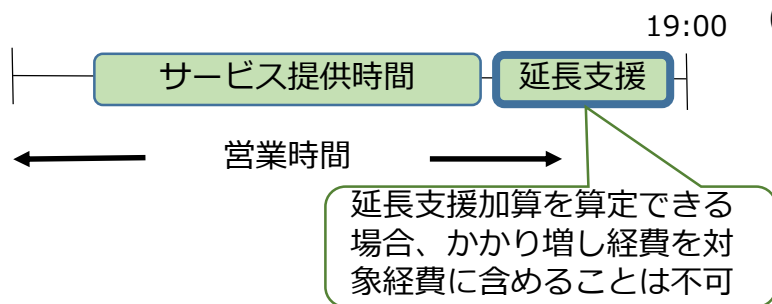
○運営規程を変更し、サービス提供時間を19時までに



営業時間中は基準人員を配置しなければならない
(重心外) 定員10名の場合 → 最低3人の職員が必要



○運営規程を変更しない場合も、以下の(1)(2)を満たせば、19時までサービスを提供できる体制を確保しているものとみなす



(1)延長支援時は、児童指導員又は保育士1名以上を含む複数名を配置
(受入児童5人に対し、児童指導員又は保育士1人以上)
※延長支援時も営業時間中は基準人員を配置

- ・受入児童1～5人の場合
→ 少なくとも、**児童指導員又は保育士1人と職種問わず1人**が必要
- ・受入児童6～10人の場合
→ 少なくとも、**児童指導員又は保育士2人**が必要

(2)延長支援申請書*を備えて保護者に周知するとともに、19時までの延長支援が可能であることを事業所内に掲示する

※周知が行われていることを確認する設問を保護者評価に盛り込むことを予定

*様式は任意。保護者から事業所へ、翌月の延長支援利用希望を前月末までに提出させる等の運用が考えられる。

なお、延長支援の利用に当たって申請書の提出を必須とする趣旨ではなく、事前に申請書の提出がない急遽の利用希望にも応じるように努めること。人員体制など事業所の実情を考慮して、延長支援の利用の希望の申し出期限を設定することは差し支えない。